

令和6年10月3日

郡市区医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染症法に基づく医療措置協定の締結手続きに関して
(年内の指定には12月15日までの手続き完了をお願いします)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度診療報酬改定により、「外来感染対策向上加算（初診料・再診料等に月1回6点加算／要届出）」については、令和6年3月31日において現に「外来感染対策向上加算」を算定している場合であっても、「医療措置協定」を締結後、施設基準に追加された「発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書」もあわせて添付の上、令和7年1月6日（月の最初の開庁日）必着にて近畿厚生局あて所定の書類を郵送して届出直しすることになっております。

「医療措置協定」の締結手続きにつきましては、下記の大阪府ホームページよりご対応いただいているところです（医師会の集合協定へご参加を希望される場合も、まずは大阪府専用アドレスへメール送付）。

12月1日付の指定をご希望の場合は、11月15日までに手続きの完了をお願いいたします。関係するホームページ類を下記の通りご案内申し上げます。

また、大阪府においては、本年11月16日から12月15日までに関係する資料を大阪府へ提出した場合、12月27日付で協定締結する対応が取られますので、併せてお知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府ホームページ

（グーグルなどの検索エンジンで、「大阪府 措置協定」でもアプローチ可能です）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryosot.html>

●新規締結の手続きなど（上記サイトにも概要が掲載されています）

- ・締結をご希望の場合は、下記のアドレス（大阪府健康医療部感染症対策課計画調整グループ）宛にメール送付をお願いします。
- ・医療機関名、保険医療機関番号、電話番号、メールアドレス、希望する内容（新規締結又は変更）を記載のうえメール送付。
- ・後日、大阪府から様式類がメール送付されます。
(医師会の集合協定の参加希望の有無についても、府からメールにて照会されます)

iryokyotei4@gbox.pref.osaka.lg.jp



- ・医療措置協定に関する問い合わせ
大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)
- ・外来感染対策向上加算に関する問い合わせ
大阪府医師会・保険医療課
(06-6763-7001)